

## 憲法「全面」改正の怪

軍事力の保有を理想的には否定する我が国の憲法だが、どうしてこれまで、部分改正ではなく全面改正だけが論議されてきたのだろうか。

憲法には、法律と同じ手続きで改正できる軟性憲法と、より厳しい手続きを要求する硬性憲法とがある。現行憲法の場合は、改正の発議に衆参両議院の総議員の三分の二以上の賛成を必要とし、その上で国民投票を行わなくてはならない。改正はほとんど不可能に近い。「硬性中の硬性」と呼ばれるゆえんである。

社会主義が体制として崩壊した後、国家はそれぞれに対立し、剥き出しの国家エゴイズムが横行するようになった。我が国を取り巻く国際環境も、他人を当てにできるような生やさしいものではなくなった。その極端な例が、韓国訪問を前にしたブッシュ大統領の、竹島帰属問題に関する韓国寄りの発言である。「アメリカも当てにしてはならないのだ」そう感じたのは私だけではあるまい。

尖閣諸島の地下資源をめぐって、日中間に共同開発の動きが表面化しつつある。しかしこれとても手放しで喜べる状況ではない。すべてが中国の法律に従って遂行せねばならないという形で、彼らの領土主張を既成事実化する動きが歴然としているからである。福田内閣は、不人気克服という意図もあってか、これを厳しく問題にしていない。一内閣の利益のために、国益を売り渡すものだと言われても仕方ないであろう。

様々な甘言を弄しつつも、ロシアに北方領土を返還する意図はない。北方領土は沖縄本島の四・二倍という広大な領土である。戦争が終結した後に、そこに米軍が駐留していないという事実を知ったスターリンは、軍事占領し、以来ロシアは六十三年間不法占領を続けている。しかし国民の間に燃えるような怒りが湧き起こってはいない。竹島を不法に占領しつつある韓国が、我が国の当然の領土権主張に対し、異常とも言うべき反発を示すのは大変な違いである。寸土を奪われて怒ることを知らぬ民族は、やがて本土をも失う。

このように、我が国を取り巻く国際環境は「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「我らの安全と生存を保持しよう」と決意」できるような、のほほんとしたものではない。今日なお、国境線を維持するものは軍事力にほかならないことを、我々は今改めて認識しなければならないのではないだろうか。

現行憲法の中で、最も非常識なのは第九条である。ならばその九条だけを早急に改正する動きを何故自民党は取らないのか。アメリカはこれまで「合衆国憲法修正第〇〇条」という形で部分修正を継続してきた。何故我が国のみが全面改正でなければならないのか。戦後最大のミステリーと言うべきであろう。

アメリカは、我が国の憲法改正を望んでいないのではないかと私は考える。日本は、恐るべきかつての敵国である。非武装のまま「保護国」として飼い殺しにできれば、これほど好

都合なことではない。それが日米安全保障体制だと私は考えている。いざという時には見殺しにすればよいのだ。

民主主義は価値の多元性に基づく社会である。「硬性中の硬性憲法」を改正することなど、ほぼ完全に不可能である。それなのに自民党は、常に憲法全面改正を主張し続けてきた。できぬと分かっている憲法改正論ではなかったのか。その背後に、アメリカの影響力を私は感ずる。憲法「全面」改正論とは、共産党の「九条を守る会」とはまた別の、形を変えた改正阻止の動きであるように私には思われてならないのである。

(正論10月号 平成20年10月号掲載)